

平成 29 年 3 月 27 日

各 位

会社名 倉庫精練株式会社
代表者名 代表取締役社長 中前 和宏
(コード番号 3578 東証第二部)
問合せ先 総務課長 上田 紀昭
(TEL. 076-249-3131)

丸井織物株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び 丸井織物株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意見を表明するとともに、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねること、並びに公開買付者と資本業務提携契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本公開買付けは、買付予定数の上限が設定された、いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃止を企図するものではございません。一方で、現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、本公開買付け成立、不成立に関わらず上場廃止となる可能性があります。上場廃止となる見込みの詳細については、下記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	丸井織物株式会社
(2) 所 在 地	石川県鹿島郡中能登町久乃木井部 15 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 宮本 徹
(4) 事 業 内 容	合繊織物及び合繊産業資材織物の製造並びに販売
(5) 資 本 金	57,184 千円（平成 29 年 3 月 27 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	昭和 31 年 4 月 11 日
(7) 大株主及び持株比率	宮米織物株式会社 25.10% 宮本 シヅ子 14.28% 宮本 哲夫 6.99% 土田 章江 5.08%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。
人 的 関 係	該当事項はありません。
取 引 関 係	グループ子会社コーコク機械株式会社にて機械の製造販売、

	メンテナンスの取引があります。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、148円（以下「本公開買付け価格」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付けは、買付予定数の上限（株式所有割合 50.01%）が設定された、いわゆる部分買付けにより当社を子会社化することを目的としており、当社株式の上場廃止を企図するものではないことから、本公開買付け価格については意見を留保し、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、当社を公開買付者の子会社とすることを目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象として本公開買付けを実施すること、並びに平成 29 年 3 月 27 日付で当社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することを決議したとのことです。本資本業務提携契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本書提出日現在、公開買付者は当社株式を所有していないとのことです。

公開買付者は本公開買付けに関連して、当社の元代表取締役社長であり、当社の主要株主であり筆頭株主であった故西川文平氏（平成 28 年 8 月 29 日逝去）の法定相続人全員である西川陽子氏（配偶者）、西川克也氏（長男）及び岩沼香織氏（長女）の全員（以下、西川陽子氏、西川克也氏及び岩沼香織氏を総称して「法定相続人ら」といいます。）との間で、平成 29 年 3 月 27 日付で公開買付応募契約（以下「法定相続人ら応募契約」といいます。）を締結し、本公開買付けが開始された場合には、法定相続人らは、故西川文平氏の相続財産であり法定相続人らが共有する当社株式の全て（所有株式数：2,386,840 株、所有割合：33.50% 以下「法定相続人ら応募対象株式」といいます。）を本公開買付けに応募する旨に合意しているとのことです。また、公開買付者は岩沼香織氏が自身の名義で所有する当社株式 75,000 株（所有割合：1.05%、以下「岩沼香織氏応募対象株式」とい

います。)及び故西川文平氏の実弟である西川雅弘氏が自身の名義で所有する当社株式 27,600 株(所有割合:0.39%、以下「西川雅弘氏応募対象株式」といいます。)についても平成 29 年 3 月 27 日付でそれぞれ公開買付応募契約(以下、岩沼香織氏及び西川雅弘氏との公開買付応募契約をそれぞれ「岩沼香織氏応募契約」及び「西川雅弘氏応募契約」といい、法定相続人ら応募契約、岩沼香織氏応募契約及び西川雅弘氏応募契約を総称して「本応募契約」といいます。)を締結し、本公開買付けが開始された場合には、岩沼香織氏と西川雅弘氏が自身の名義で所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募する旨に合意しているとのことです。(以下、法定相続人ら、岩沼香織氏及び西川雅弘氏を総称して「本応募予定株主」といいます。)したがって、本応募契約により本公開買付けに応募する旨に合意している本応募予定株主が所有する当社株式数の合計は 2,489,440 株となり、その所有割合の合計は 34.94%となります。なお、本応募契約の詳細については、下記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(1) 本応募契約」をご参照ください。

(注1) 「所有割合」とは、当社が平成 29 年 2 月 10 日に公表した平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「当社第 3 四半期決算短信」といいます。)に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数(7,140,078 株)から、当社が平成 29 年 2 月 14 日に提出した第 164 期第 3 四半期報告書(以下「当社第 3 四半期報告書」といいます。)に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数(15,000 株)を控除した株式数(7,125,078 株)に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じとします。

本公開買付けにおいては、当社を公開買付者の子会社とすることを目的としており、買付予定数の上限及び下限を、当社第 3 四半期決算短信に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(7,140,078 株)から、当社第 3 四半期報告書に記載された同日現在の当社が所有する自己株式(15,000 株)を控除した株式数(7,125,078 株)の過半数である 3,562,540 株に 1 単位(1,000 株)未満に係る数を切り上げた 3,563,000 株(所有割合:50.01%)としております。本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。また、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。

当社が平成 28 年 8 月 1 日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成 28 年 10 月 21 日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当社株式は、平成 28 年 7 月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満となり、東京証券取引所における有価証券上場規定第 601 条に規定される上場廃止基準(以下「東京証券取引所上場廃止基準」といいます。)に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成 28 年 10 月 21 日に、当社は東京証券取

引所に対し、東京証券取引所上場規程第 601 条第 1 項第 4 号 a に定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本書提出日現在、当社株式は平成 29 年 4 月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならなかった場合は、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成 28 年 10 月 21 日以降本書提出日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となったことはありません。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー（詳細は、下記「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。）創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円以上とならず、平成 29 年 4 月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできないとのことです。

また、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではないとのことです。本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所上場廃止基準のうち、①株主数（1 単元以上の株式を所有する株主の数）が、上場会社の事業年度の末日において 400 人未満である場合において、1 年以内に 400 人以上とならないとき、②流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において 5 億円未満である場合において、1 年以内に 5 億円以上とならないとき、その他の東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合にも、所定の手続を経て上場廃止となります。当社株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。なお、平成 28 年 12 月 31 日時点における当社の株主数（1 単元以上の株式を所有する株主の数）は 584 名であったところ、本公開買付けの結果次第では当該株主数が一時的に 400 人未満となる可能性があります。もっとも、その場合には、公開買付者は、1 年以内に当社の株主数（1 単元以上の株式を所有する株主の数）が 400 人以上となるよう、本応募予定株主を含めた当社の主要な株主に当社株式の一部の市場売却を働きかけるなど、本公開買付け後に上記①の株主数基準への抵触を回避するための措置をとることを想定しているとのことです。また、本公開買付けにおける買付予定数の上限は 3,563,000 株（所有割合：50.01%）にとどめているため、上述の当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が 10 億円未満という上場廃止基準を回避できる場合には、上記②の流通株式時価総額基準への抵触も回避できる可能性が高いものと見込んでいるとのことです。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者グループは、公開買付者並びに公開買付者の子会社2社及び公開買付者のその他の関係会社1社の合計4社で構成されており、「ものづくり技術にIT技術を融合し、そこから生まれる新たな可能性に挑戦する」をテーマに、テキスタイル（織物）事業、産業資材事業、海外事業、IT事業を行っているとのことです。

テキスタイル事業については、スポーツウェア用の織物の生産を行っており、軽量で高強度・撥水・透湿・吸汗・通気・ストレッチなどの特徴をもつスポーツ素材は、ファッションアパレル分野にも急速に広がっていきこうとしているとのことです。およそ4万点に及ぶ合繊織物のアーカイブ（保存記録）「テキスタイルスタジオ」（注1）に象徴される豊富な開発実績と、ITによって高度に管理された「織」から「加工（精練工程）」までの生産ラインを活かした納期短縮により、ファッションアパレル分野における製品開発や生産及び多様なニーズへの対応に努めております。

（注1）「テキスタイルスタジオ」とは、1980年代から開発してきたおよそ4万点に及ぶ生地サンプルとその織物設計書、生産条件のデータなどが蓄積されたものです。

産業資材事業については、極細繊維を高密度で織り上げる製織技術で、様々な産業で用いられるテキスタイルを生産しているとのことです。徹底した品質管理・納期管理のもと、自動車のエアバックをはじめ食品や産業資材向けのテキスタイルを生産しているとのことです。近年では、炭素繊維を用いた土木建築用補強材織物や自動車内装パネル用途織物のような繊維の新たな用途開発に挑んでいるとのことです。

海外事業については、平成16年に中国江蘇省南通市に生産拠点を設立し、「日本製品と同品質の製品づくり」をコンセプトに、中国に製造拠点をもち欧米系のスポーツ・アパレルメーカー及び中国国内のスポーツ・アパレルメーカーなどに付加価値の高い高密度織物（注2）やストレッチ織物（注3）を供給するほか、自動車のエアバック用織物など産業用テキスタイルの生産も行っているとのことです。

（注2）「高密度織物」とは、たて糸・よこ糸それぞれの糸密度を高める（糸と糸の間隔を小さくする）ことによる撥水性や防風性に優れた織物のことです。

（注3）「ストレッチ織物」とは、縦または横、あるいは両方向に伸縮性のある織物のことです。

IT事業については、平成27年にはインターネット事業を立ち上げ、繊維事業の枠にこだわることなく自由な発想で、ネットビジネスなど様々な事業（染生地を販売する事業、オリジナルTシャツ製作代行業、ラインスタンプ製作代行業及び衣料コーディネート代行業）にチャレンジしているとのことです。

テキスタイルに象徴される、膨大な織物のアーカイブとデータベース（注4）、そしてシミュレーション技術（注5）、ITによって高度にコントロールされた「織」から「加工（精練工程）」までを行える生産ラインなど、製品開発力と生産力、ニーズ対応力を目指しているとのことです。また、webによる製品販売など繊維製品の新たなサプライチェ

ーンの創出や、ITを活用した新たなビジネスモデルの構築にもチャレンジしているとのことです。

(注4) 「織物のアーカイブとデータベース」とは、1980年代から開発してきたおよそ4万点に及ぶ生地サンプルとその織物設計書、生産条件のデータのことです。

(注5) 「シミュレーション技術」とは、デザインシミュレーションソフトを使い画面上で織物組織や色をシミュレーションすることです。

当社は、大正3年8月に設立し、連結子会社4社及び関連会社1社を有し、各種繊維製品の染色加工、繊維製品の製造販売を主な内容とし、更に各事業に関連する物流、包装梱包及び各種産業機器の製造販売の事業活動を展開しております。

当社は、主に婦人アウター(注6)向けのセルロース系繊維(注7)、婦人アウター向けの編物起毛品(注8)、カーシートの染色仕上加工を中核事業としコーティング、ラミネートの高次加工技術を組み合わせ、染色から高次加工までの一貫した複合加工を実現しています。その加工技術は、テキスタイル分野に留まらず、かばん、インテリアなどの生活資材、防災シートなどの産業資材にも幅広く展開しています。また、環境保護の取り組みとして、揮発性有機化合物(VOC)の大気排出を抑えたコーティング技術を開発するなど地球環境保護に配慮した事業運営を行っています。

(注6) 「アウター」とは、ジャケットやコート等の外側に着る物のことです。

(注7) 「セルロース系繊維」とは、植物繊維の綿、麻、再生繊維のレーヨンなどのセルロースを原料とする繊維のことです。

(注8) 「編物起毛品」とは、編布地の表面の繊維を毛羽立たせた素材のことです。

また、当社株式は昭和37年8月に東京証券取引所市場第二部(旧大阪証券取引所市場第二部)に上場し、現在に至っておりますが、近年における当社の属する繊維業界では、大手繊維メーカーによる国内生産拠点の見直し、繊維分野そのものの縮小、撤退が進み、国内繊維産業の空洞化は強まっており、定番品のみならず差別化商品にまでも低価格の輸入品が勢いを強め、厳しい市場環境に晒されています。こうした中、当社が平成28年8月1日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成28年10月21日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載のとおり、当社株式は、平成28年7月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成28年10月21日に、当社は、東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項第4号aに定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出しており、本書提出日現在、当社株式は、平成29年4月末日までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならなかった場合は、所定の手続を経て上場廃止となります。

当社が、平成28年10月21日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載のとおり、①国内事業では、工場集約の最適化を追求した生産効率と収益性の改善、得

意とする素材・加工の開発・販売、海外事業では、メキシコ生産拠点の拡大化・安定化を継続して強力に推進しましたが、平成28年3月期連結会計年度の売上高は、34億51百万円（前年同期比3.2%増）、経常損失は4億13百万円（平成27年3月期連結会計年度は8億59百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は4億31百万円（平成27年3月期連結会計年度は10億66百万円の利益）となり、平成27年3月期連結会計年度に続き経常損失を計上し、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。②今後の展開については、(1)成長戦略の推進（(a)メキシコ生産子会社の事業拡大・安定化を強力に推進することによる車両資材関係（カーシートを含む車両内装材全般）の売上増、(b)環境に負荷が少ない有機溶剤をほとんど使用しないで加工することの強化、(c)即戦力となる人材や新規学卒者の採用、現有人材の多能工化などのレベルアップを図り、組織活性化による企業価値の向上）、(2)収益性の改善（(a)国内工場の集約の最適化を追求した生産効率と更なる収益性の改善の推進、(b)コスト削減等の経営諸施策を推進し経営体質の強化）、(3)新製品・研究開発の推進（非染色加工分野の調査・研究の推進と早期の事業化）の実施を計画しておりました。

また、当社第3四半期決算短信に記載の通り、繊維業界においても、国内外の大きな事業環境の変化、輸入原材料価格の高止まり、企業間競争の激化により、依然として厳しい環境にあり、平成28年4月1日から同年12月31日までの第3四半期連結累計期間においては、国内事業では工場集約最適化を追求した生産効率・収益性の改善、得意とする素材・加工の開発・販売を推進し、海外事業では生産の拡大・安定化を強力に推進したものの、当社の同累計期間の売上高は24億66百万円（対前年同四半期累計期間比2.1%減）となり、また、想定を上回るペソ安の影響による為替差損が発生したため、経常損失は3億36百万円（対前年同四半期累計期間比6.1%減）となっております。

かかる状況の中、公開買付者は、平成28年11月7日、当社の取引銀行から、法定相続人ら応募対象株式の取得についての打診を受け、当社株式の取得について検討を開始したとのことです。

その後、公開買付者は、同年12月上旬に当社と面談を行い、当社における国内・海外の業績や今後の経営方針についてヒアリングを実施し、当社との間でシナジー創出に向けた協議・検討を実施してきました。公開買付者は、当社株式の取得の検討にあたり、当社が公開買付者グループに加わることによるシナジーについて、下記のように考えているとのことです。

日本国内における織・編物業界の製造工程においては、糸加工工程（撚糸や仮撚り）、織り・編み工程、そして染め工程と、各工程の分業体制になっており、公開買付者は織り工程、当社は染め工程専業という位置付けにあり、当社が公開買付者グループに加わることにより、公開買付者にとっては、織りから染めまでの一貫生産体制（精練工程までではなく、染色工程までの加工一貫体制）をグループ化することができ、これにより織り工程から染め工程までを視野に入れた商品開発やトータルコストダウンや生産リードタイムを短縮した生産体制を構築することが可能となるとのことです。

また、公開買付者は、合繊素材でのスポーツカジュアル用途を得意とし、当社の主要分野の一つである合繊アウター（注9）においても、織り・染め一貫での差別化商品の開発

やリードタイムの短縮が期待でき、染め品自販（注10）の拡大が期待できるとのことです。

（注9）「合繊アウター」とは、合成繊維で作られたアウター素材のことです。

（注10）「染め品自販」とは、受注加工ではなく、自社生産し自社販売することです。

人材面においても、織り工程と染め工程での人材交流などにより、織り・染めどちらの工程にも精通した開発者の育成が期待でき、織り・染め連携での強固なモノづくり体制が構築できる可能性があるとのことです。

以上のことから、公開買付者は、本公開買付けによって当社を公開買付者の子会社とすることにより、強固な資本関係のもとで当社と緊密な連携をとりながら、織り工程から染め工程までの一貫生産体制を構築することが可能となり、当社と公開買付者グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上に資すると考えているとのことです。

上記を踏まえ、公開買付者は、当社に対して、平成29年2月18日に、法定相続人ら応募対象株式の取得を含めた本公開買付けに関する意向を伝えたとのことです。また、上記と並行して、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として山田ビジネスコンサルティング株式会社（以下「山田ビジネスコンサルティング」といいます。）をフィナンシャル・アドバイザーとして指名し、平成29年1月19日より当社に対するデュール・ディリジェンスを開始したとのことです（なお、当該デュール・ディリジェンスは平成29年3月17日に終了したとのことです。）。また、公開買付者は、平成29年3月中旬に本応募予定株主に対して本公開買付けに関して説明を行ったとのことです。その後、公開買付者は、平成29年3月27日付で本応募予定株主との間で本応募契約を締結し、法定相続人らは法定相続人ら応募対象株式の全て（所有株式数：2,386,840株、所有割合：33.50%）を、岩沼香織氏は岩沼香織氏応募対象株式の全て（所有株式数：75,000株、所有割合：1.05%）を、西川雅弘氏は西川雅弘氏応募対象株式の全て（所有株式数：27,600株、所有割合：0.39%）を、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。かかる過程を経て、公開買付者は平成29年3月27日開催の取締役会において、当社を子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

（ii）本公開買付け後の経営方針

当社の子会社化後の事業戦略や公開買付者との経営資源の共有化等の方針については、当社と公開買付者が今後協議の上、決定していくことになるとのことです。ただし、当社が今後も持続的に発展していくためには、外部環境の不透明感が日増しに増大していることを考慮した結果、メキシコ市場から可及的速やかに撤退し、国内市場に集中していくことが必須と考えているとのことです。その上で当社の独自の企業文化や経営の自主性を尊重し、公開買付者との連携を強化し、当社の企業価値向上に努めていく方針であり、公開買付者は、当社と協議の上で、上記諸施策の実行や経営基盤の更なる強化に向けた最適な体制の構築を検討していくとのことです。また、当社の経営体制については、当社の現取締役4名のうち任期満了となる社外取締役1名を除いた3名に加えて、当社の第164期定時株主総会に向けて、公開買付者から4名の取締役候補者を指名することを予定しているとのことです。（詳細は、下記「4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付

けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(2) 本資本業務提携契約」の「(iv) 役員に関する合意事項」をご参照ください。) その結果、当社の第164期定時株主総会終結後における当社の取締役は7名となり、そのうち4名は公開買付者が指名した取締役となる予定であるとのことです。なお、監査役については、現監査役3名が引き続き任期を全うする予定であるとのことです。

③ 当社が本公開買付に賛同するに至った意思決定の過程及び理由

当社は上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、平成29年2月18日に公開買付者より本公開買付けについての意向を受け、本公開買付けにより公開買付者の子会社となることについて具体的な検討を開始しました。その結果当社は、当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断しました。具体的には、当社での主要分野の一つである合繊アウターと公開買付者の得意とするスポーツカジュアル用途の合繊素材において、織り・染め一貫での差別化商品の開発やリードタイムの短縮、染め品自販の拡大を見込んでおります。生産面においては、公開買付者の事業ノウハウを最大限に活かして生産体制を再構築することにより、不良率の改善、設備稼働率の向上が期待できます。人材面においても、織り工程と染め工程での人材交流などにより、織り・染めどちらの工程にも精通した開発者の育成と人材不足の緩和を見込んでおります。また、当社は、メキシコ事業に関しては、自動車生産数量の増大が著しいメキシコでの車両シート材製造・販売事業に参入するため、海外生産子会社を設立し、メキシコ生産拠点の拡大化、安定化をこれまで推し進めてきましたが、現地マーケットは染め加工及び整理加工が主流であることや外部環境の不透明感が日増しに強まることを鑑みると、当社が得意とする起毛、プリント加工等高付加価値加工の浸透には相当の時間を要すると考えられ、メキシコ事業の業績停滞の長期化が危惧されておりました。

その後、当社は、本公開買付けにより公開買付者の子会社となることについて検討を重ねる中で、当社の子会社化後の当社の事業戦略や公開買付者との経営資源の共有化等の方針については、当社と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社が今後も持続的に発展していくには、まずメキシコ市場から可及的速やかに撤退し、国内市場に集中していくことが必須と考え、その上で当社の独自の企業文化や経営の自主性を尊重し公開買付者との連携を強化し、当社の企業価値向上に努めていく方針であることについて、公開買付者との間で認識を共有しました。そして、当社は、本公開買付けにより最終的に当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断しました。

以上のことから、当社は平成29年3月27日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、公開買付者と本資本業務提携契約を締結することを決議

しました。なお、当社取締役会の意思決定の過程の詳細については、下記「(5) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社が平成28年8月1日に公表した「当社株式の時価総額に関するお知らせ」及び平成28年10月21日に公表した「事業の現状、今後の展開等について」に記載の通り、当社株式は、平成28年7月における東京証券取引所市場第二部の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満となり、東京証券取引所の上場廃止基準に定められている時価総額基準に抵触したことから、平成28年10月21日に、当社は東京証券取引所に対し、東京証券取引所所有価証券上場規程第601条第1項第4号aに定める「事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他当該取引所が必要と認める事項を記載した書面」を提出し、本書提出日現在、当社株式は平成29年4月末までを期限とする上場廃止の猶予銘柄となっており、同期限までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならなかった場合には、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、平成28年10月21日以降本書提出日までに当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となったことはありません。

公開買付者としては、このような状況下において本公開買付け及び本資本業務提携を実施することは、公開買付者グループと当社グループとの間でのシナジー創出により当社株式の価値を向上させ、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上となる（ひいては当社株式の上場廃止を回避できる）ことにつながるものと期待しているとのことです。また、これにより、公開買付者は、当社の株主の皆様にとっての当社株式の流動性を確保できる可能性を現状に比して高めることができるものと期待しているとのことです。もっとも、本公開買付け及び本資本業務提携の実施によるシナジー創出の効果が公開買付者の期待どおりに当社株式の価格に反映されるかは定かではないため、結果として、当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円以上とならず、平成29年4月末日時点での上場廃止決定を回避できない可能性も否定はできないとのことです。

また、本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付けは、買付予定数の上限を3,563,000株（所有割合：50.01%）と設定しておりますが、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所上場廃止基準のうち、①株主数（1単元以上の株式を所有する株主の数）が、上場会社の事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、②流通株式の時価総額が、上場会社の事業年度の末日において5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき、その他の東京証券取引所上場廃止基準に抵触する可能性があり、その場合にも、所定の手続を経て上場廃止となります。当社株式が東京証券取引所において上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。なお、平成28年12月31日時点における当社の株主数（1単元以上の株式を所有する株主の数）は584名であったところ、本公開買付けの結果次第では当該株主数が一時的に400人未満とな

る可能性があります。もっとも、その場合には、公開買付者は、1年以内に当社の株主数（1単元以上の株式を所有する株主の数）が400人以上となるよう、本応募予定株主を含めた当社の主要な株主に当社株式の一部の市場売却を働きかけるなど、本公開買付け後に上記①の株主数基準への抵触を回避するための措置をとることを想定しているとのことです。また、本公開買付けにおける買付予定数の上限は3,563,000株（所有割合：50.01%）にとどめているため、上述の当社株式の月間平均時価総額及び月末時価総額が10億円未満という上場廃止基準を回避できる場合には、上記②の流通株式時価総額基準への抵触も回避できる可能性が高いものと見込んでいるとのことです。

（4）本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者は、本公開買付け後に当社の株券等を追加で取得することは、現時点で予定していないとのことです。なお、本公開買付けによる応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合など本公開買付けが不成立となった場合の具体的な対応方針は未定であり、本公開買付けが不成立となった場合でも、その後に当社株式を追加で取得する具体的な予定はないとのことです。

（5）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は、当社株式を所有しておりませんが、当社の元代表取締役社長であり、当社の主要株主であり筆頭株主であった故西川文平氏の法定相続人である法定相続人らを含む本応募予定株主との間で本応募契約を締結しており、本応募予定株主と当社の少数株主との利害関係が必ずしも一致しない可能性があることから、当社及び公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。なお、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として公開買付者のフィナンシャル・アドバイザーである山田ビジネスコンサルティングに対して、当社株式の価値の算定を依頼したとのことです。なお、山田ビジネスコンサルティングは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

山田ビジネスコンサルティングは、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者は山田ビジネスコンサルティングから平成29年3月24日付で本株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、山田ビジネスコンサル

ティングから本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法：121円から129円

DCF法：140円から152円

市場株価法では、平成29年3月23日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の算定基準日の終値123円、直近1ヶ月間の終値単純平均値129円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算について同様に計算しています。）、直近3ヶ月間の終値単純平均値125円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値121円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を121円から129円までと分析しているとのことです。

DCF法では、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の平成30年3月期から平成39年3月期までの10年間の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれる平成30年3月期以降のフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を140円から152円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、当社の業界の動向、本株式価値算定書記載の各手法の算定結果、当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社株式の過去6ヶ月間の市場株価の動向、等を総合的に勘案し、最終的に平成29年3月27日開催の取締役会において、本公開買付価格を148円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格148円は、本公開買付の公表日の前営業日である平成29年3月24日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値123円に対して20.33%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算について同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値129円に対して14.73%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値125円に対して18.40%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値121円に対して22.31%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。

②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る当社取締役会の意思決定の過程等における公正性及び適正性を確保するために、当社及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーである中西祐一法律事務所を選任し、同事務所から、本公開買付けに関する諸手続を含む当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けております。

③ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の通り、当社は平成29年2月18日に公開買付者より本公開買付けについての意向を受け、本公開買付けにより公開買付者の子会社となることについて具体的な検討を開始しました。その結果当社は、当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断しました。具体的には、当社での主要分野の一つである合繊アウターと公開買付者の得意とするスポーツカジュアル用途の合繊素材において、織り・染め一貫での差別化商品の開発やリードタイム短縮、染め品自販の拡大を見込んでおります。生産面においては、公開買付者の事業ノウハウを最大限に活かして生産体制を再構築することにより、不良率の改善、設備稼働率の向上が期待できます。人材面においても、織り工程と染め工程での人材交流などにより、織り・染めどちらの工程にも精通した開発者育成と人材不足の緩和を見込んでおります。また、当社は、メキシコ事業に関して、自動車生産数量の増大が著しいメキシコでの車両シート材製造・販売事業に参入するため、海外生産子会社を設立し、メキシコ生産拠点の拡大化、安定化をこれまで推し進めてきましたが、現地マーケットは染め加工及び整理加工が主流であることや外部環境の不透明感が日増しに強まることを鑑みると、当社が得意とする起毛、プリント加工等高付加価値加工の浸透には相当の時間を要すると考えられ、メキシコ事業の業績停滞の長期化が危惧されておりました。

そのような状況の中、本公開買付けの打診があり、本公開買付けにより当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になることを踏まえると、公開買付者とグループ企業になり、停滞の続くメキシコ事業を撤退し、当社の経営資源を国内に集中させることが、当社の収益と企業価値の最大化に資すると判断し、本公開買付けと同時にメキシコ事業の撤退を前向きに検討するに至りました。

その後、当社は、本公開買付けにより公開買付者の子会社となることについて検討を重ねる中で、当社の子会社化後の当社の事業戦略や公開買付者との経営資源の共有化等の方針については、当社と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社が今後も持続的に発展していくには、まずメキシコ市場から可及的速やかに撤退し、国内市場に集中していくことが必須と考え、その上で当社の独自の企業文化や経営の自主性を尊重し公開買付者との連携を強化し、当社の企業価値向上に努めていく方針であることについて、公開買付者との間で認識を共有しました。そして、当社は、本公開買付けにより最終的に当社が公開買付者の子会社となることで、当社及び公開買付者の経営基盤の強化、事業ノウハウ、経営資源等の有効活用が可能になると考え、本公開買付けが今後の当社の更なる成長・発展と企業価値・株主価値の一層の向上に資すると判断しました。具体的には、(i) 当社の主要分野の一つである合繊アウターと公開買付者の得意とするスポーツカジュアル用途の合繊素材において、織り・染め一貫での差別化商品の開発やリードタイ

ム短縮、染め品自販の拡大が見込まれること、(ii) 生産面においては、当社の事業ノウハウを最大限に活かして生産体制を再構築することにより、不良率の改善、設備稼働率の向上が期待できること、(iii) 人材面においても、織り工程と染め工程での人材交流などにより、織り・染めどちらの工程にも精通した開発者の育成と人材不足の緩和が見込まれます。そして、本公開買付けにより公開買付者と織り・染め連携での強固なモノづくり体制の構築を実現し、当社の更なる成長・発展と企業価値・株式価値の向上に努めていきたいと考えております。

以上のことから、当社は、平成 29 年 3 月 27 日開催の取締役会において、当社取締役 4 名全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨を決議しました。

また、本公開買付価格である 1 株 148 円に関しては、(i) 最終的には公開買付者と応募予定株主との協議・交渉の結果を踏まえて決定されたものであり、当社はかかる協議・交渉には一切参加していないこと、(ii) 本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され、公開買付者が本公開買付けにおいて当社株式の上場廃止を企図したものではないことから、当社株主の皆様としては本公開買付け成立後も当社株式を保有するという選択肢をとることも十分に合理性が認められると判断しました。そして、当社取締役 4 名全員の一致により、当社は、本資本業務提携契約を締結すること、及び本公開買付けに賛同する旨を決議するとともに、本公開買付価格については意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様のご判断を委ねることを決議しました。なお、上記 (i) 及び (ii) の状況を勘案し、当社は独自に第三者算定機関から株式価値算定書及び本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

また、上記の当社取締役会には、当社の監査役 3 名(常勤監査役 1 名、社外監査役 2 名)全員が出席し、当社の取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、本公開買付価格については意見を留保し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 公開買付者と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 本応募契約

上記「(1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、平成 29 年 3 月 27 日付で、法定相続人ら(所有株式数: 2,386,840 株、所有割合: 33.50%)、岩沼香織氏(所有株式数: 75,000 株、所有割合: 1.05%)及び西川雅弘氏(所有株式数: 27,600 株、所有割合: 0.39%)との間でそれぞれ本応募契約(法定相続人ら応募契約、岩沼香織氏応募契約及び西川雅弘氏応募契約)を締結し、法定相続人らはその共有する当社株式の全て(所有株式数: 2,386,840 株、所有割合: 33.50%)を、岩沼香織氏は同氏が自身の名義で所有する当社株式の全て(所有株式数: 75,000 株、所有割合: 1.05%)を、西川雅弘氏は同氏が自身の名義で所有する当社株式の全て(所有株式数: 27,600 株、所有割合: 0.39%)を、それぞれ本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、公開買付者は、本書提出日現在、本応募予定株主から、本応募予定株主が応募する当社株式のうち、

本公開買付けの結果、あん分比例の方式により買付け等が行われなかった当社株式に関して、本公開買付け終了後の保有方針については未定である旨伺っているとのことです。

(i) 法定相続人ら応募契約

法定相続人ら応募契約においては、法定相続人らによる当社株式の応募の前提条件として、①法定相続人ら応募契約に基づく公開買付者の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること（注1）、②公開買付者が法定相続人ら応募契約に規定する義務の重要な点に違反していないこと（注2）が定められております。なお、法定相続人らが、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、自らの判断で本公開買付けに応募することは制限されていないとのことです。

(注1) 公開買付者は、法定相続人ら応募契約において、法定相続人らに対して、法定相続人ら応募契約締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの期間において、①公開買付者の適法かつ有効な成立・存続、②法定相続人ら応募契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在及び必要な手続の履践、③法定相続人ら応募契約の法的拘束力及び強制執行可能性、④法定相続人ら応募契約の締結及び履行に必要とされる許認可等の取得、登録・届出等、又はその他法令等により必要とされる手続の不存在、並びに⑤法定相続人ら応募契約締結日における公開買付者の支払能力について表明及び保証をしているとのことです。

(注2) 公開買付者は、法定相続人ら応募契約において、法定相続人らに対して、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始日前の義務として、①法定相続人ら応募契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、②秘密保持義務、③法定相続人ら応募契約の交渉、準備、締結、実行に関連して自らに生じ又は自らのために支出された全ての費用（アドバイザー等に係る費用を含む。）及び公租公課を自ら負担する義務、④法定相続人ら応募契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑤誠実協議義務を負っているとのことです。

なお、法定相続人ら応募契約では、法定相続人らは、本公開買付けと抵触し若しくは本公開買付けの実行を困難にする契約その他の合意を行い、又はかかる合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘若しくは情報提供を第三者に対して行ってはならない旨も規定されているとのことです。

また、法定相続人らは、本公開買付けが成立した後、法定相続人らから公開買付者への振替口座簿における振替手続が完了する日より前の日を基準日として当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会において、法定相続人ら応募対象株式のうち本公開買付けにおいて売付けが成立したものに係る議決権の行使について、公開買付者に対して代理権を付与する旨の委任状を公開買付者に交付し、その他当該株主総会における法定相続人ら応募対象株式で売付けが成立したものに係る議決権の行使に公開買付者の意思が適切に反映されるための対応を執る旨も規定されているとのことです。

(ii) 岩沼香織氏応募契約

岩沼香織氏応募契約においては、岩沼香織氏による当社株式の応募の前提条件は定められていないとのことです。

また、岩沼香織氏は、本公開買付けが成立した後、岩沼香織氏から公開買付者への振替口座簿における振替手続が完了する日より前の日を基準日として当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会において、岩沼香織氏応募対象株式のうち本公開買付けにおいて売付けが成立したものに係る議決権の行使について、公開買付者に対して代理権を付与する旨の委任状を公開買付者に交付し、その他当該株主総会における岩沼香織氏応募対象株式で売付けが成立したものに係る議決権の行使に公開買付者の意思が適切に反映されるための対応を執る旨も規定されているとのことです。

(iii) 西川雅弘氏応募契約

西川雅弘氏応募契約においては、西川雅弘氏による当社株式の応募の前提条件は定められていないとのことです。

また、西川雅弘氏は、本公開買付けが成立した後、西川雅弘氏から公開買付者への振替口座簿における振替手続が完了する日より前の日を基準日として当社の株主総会が開催される場合、当該株主総会において、西川雅弘氏応募対象株式のうち本公開買付けにおいて売付けが成立したものに係る議決権の行使について、公開買付者に対して代理権を付与する旨の委任状を公開買付者に交付し、その他当該株主総会における西川雅弘氏応募対象株式で売付けが成立したものに係る議決権の行使に公開買付者の意思が適切に反映されるための対応を執る旨も規定されているとのことです。

(2) 本資本業務提携契約

当社は、公開買付者との間で、平成 29 年 3 月 27 日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約に基づく合意の詳細は以下のとおりです。なお、本資本業務提携契約においては、当社は、本公開買付け若しくは本資本業務提携と抵触し又は本公開買付け若しくは本資本業務提携の実行を困難にする契約その他の取り決め（以下「契約等」という。）若しくはかかる契約等に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘、情報提供を第三者との間で行ってはならず、また、かかる契約等に基づく取引を実行してはならない旨も規定されております。

(i) 目的

- a) 公開買付者と当社が合繊織物及び合繊産業資材織物の製造・販売事業並びにそれらに関連する事業において相互補完・協力関係を構築する。
- b) 公開買付者が当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の過半数の株式を取得して当社を公開買付者の子会社とすることにより、両社が公開買付者のグループとして継続的に発展していくことを目指す。

(ii) 資本提携の内容及び方法

- a) 公開買付者は、本書記載の内容にて、本公開買付けを実施する。
- b) 当社は、公開買付者による本公開買付けの趣旨を理解し、本公開買付けに対して賛同する旨、及び、本公開買付価格については中立の意見とし本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明し、公表する。

(iii) 業務提携の内容

公開買付者と当社は、提携事業においてそれぞれの強みを生かした相互補完・協力関係を構築するために以下に定める内容の業務提携を行うものとし、具体的な業務については、別途協議の上決定するものとする。なお、本資本業務提携は、本公開買付けが成立することを停止条件として開始されるものとする。

- ・経営陣による定期的会合を実施し、本業務提携の具体的な方向付けを行うとともに本業務提携が円滑に遂行されるよう各社の信頼関係の醸成に努める。
- ・各社の顧客情報を踏まえ、販売拡大に向け、相互に協力する。
- ・各社の生産内容やコストを踏まえ、織り・染め工程での最適生産について相互に協議し、各社の競争力強化・体質強化に役立てる。
- ・織り・染め工程一貫での競争力ある商品の共同開発に取り組む。
- ・織り・染め工程に精通した人材を育成していく為に、必要に応じ、相互に人材の派遣（出向を含む）を行う。
- ・以下の項目について、相互に情報交換し、各社の競争力強化、体質強化に役立てる。
 - ・生産設備に関する事項
 - ・生産技術に関する事項
 - ・生産管理、工場運営に関する事項
 - ・要員に関する事項
 - ・環境、産廃に関する事項
 - ・情報システムに関する事項
 - ・その他業務運営に関する事項

(iv) 役員に関する合意事項

公開買付者は、当社の第 164 期定時株主総会に向けて、4 名の取締役候補者を指名することができるものとする。また、当社は、当社の第 164 期定時株主総会において、公開買付者により指名された取締役候補者を取締役として選任するための取締役選任議案を上程するものとし、その他の取締役候補者にかかる取締役選任議案は上程しないものとする。

さらに、当社は、公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有している期間に限り、その株主総会に上程する当社の取締役候補者及び監査役候補者並びに会計監査人候補者の決定に関し、公開買付者の事前の承諾を得るものとし、当社の代表取締役の選定に関しても、公開買付者の事前の承諾を得るものとする。そのほか、当社は、当社グループ各社の取締役、監査役その他の役員候補者について公開買付者に事前に通知するものとし、また、公開買付者が当社グループ各社の取締役、監査役その他の役員の選任・解任等について協議が必要であると考えられる場合には、公開買付者と誠実に協議するものとする。

(v) 要事前承諾事項

当社は、本資本業務提携契約締結後、公開買付者の事前の書面による承諾なしに、以下に掲げる事項（当該事項に関する意思決定及び株主総会への議案の上程を含む。）を行ってはならず、当社グループ各社をして行わせないものとする。

- ・定款その他の重要な社内規則の修正、変更又は新設。
- ・株式等の発行又は処分、その他、当社の保有する当社の株式に係る議決権割合を低下させるおそれのある一切の行為。
- ・合併、会社分割、株式移転、株式交換、事業譲渡その他の組織再編行為。
- ・資金の借入れ又は社債の発行。
- ・他者の債務の保証。
- ・剰余金の配当又は自己株式取得。
- ・資産又は財産に対する抵当権、質権、譲渡担保権その他の担保権の設定。
- ・重要な資産又は財産の譲渡、賃貸、売却その他の処分。
- ・金 1,000 万円以上の資産の取得又は金 1,000 万円以上の対価を支払う契約の締結。
- ・会計原則又は基準の変更。
- ・当社グループ各社の取締役、監査役その他の役員、当社グループ各社の株式を直接的又は間接的に 10%以上保有している株主及びこれらに準じる者との間での新たな契約、合意その他の取り決め（書面によるか口頭によるかを問わず、またこれらの者に便宜を与えるものかこれらの者から便宜を受けるものかを問わない。）又は既存の契約、合意その他の取り決めの終了若しくはその条件の変更。
- ・当社グループ各社の事業、資産、財政状態又は経営状態にとって重要な契約の締結、終了若しくは条件変更。
- ・従業員の労働条件の変更。
- ・本契約又は本契約で企図されている取引に関し、アドバイザー等を新たに起用すること（ただし、対価が 100 万円を超えない場合を除く。）。
- ・子会社の設立、解散若しくは清算、新事業の立ち上げ、又は既存事業の停止若しくは中止。
- ・当社グループ各社を当事者とする又はその資産を対象とする訴訟、仲裁、その他の司法上の手続の開始、又は当該手続に関する和解。
- ・破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立て。
- ・当社グループ各社の株主総会決議を要する行為。

(vi) 解除事由

本資本業務提携契約は、本資本業務提携契約の表明及び保証（注 1）に重大な違反が判明したこと、本資本業務提携契約の重大な義務違反（注 2）があること、当社の事業、資産、財政状態又は経営状態について重大な悪影響を及ぼす可能性のある事由又は事象が生じたこと、法第 27 条の 11 第 1 項に基づく令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが

発生したこと、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立がなされたこと、支払不能、支払停止又は銀行取引停止処分がなされたこと、当社が監督官庁よりその営業に必要な免許又は登録の取消処分を受けたことの事由により、解除することができる。

(注1) 表明及び保証

- a) 公開買付者は、本資本提携契約において、当社に対し、本資本提携契約締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの期間において、①公開買付者の適法かつ有効な成立・存続、②本資本提携契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在及び必要な手続の履践、③本資本提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、並びに④本資本提携契約の締結及び履行に必要とされる許認可等の取得、登録・届出等、又はその他法令等により必要とされる手続の不存在について表明及び保証をしております。
- b) 当社は、本資本提携契約において、公開買付者に対し、本資本提携契約締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの期間において、①当社グループの適法かつ有効な成立・存続、②本資本提携契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在及び必要な手続の履践、③本資本提携契約の法的拘束力及び強制執行可能性、④本資本業務提携契約の締結及び履行に必要とされる許認可等の取得、登録・届出等又はその他法令等により必要とされる手続の不存在、⑤当社株式の適法かつ有効な発行、⑥当社による当社グループの株式の適法な所有及び当社グループの株式に対する担保権、請求権その他の負担・制約の不存在、⑦当社グループにおける、支配権の移転によってこれまでと同様の方法で事業の遂行が不可能又は困難になるような契約の不存在、⑧当社グループの連結又は個別の財務書類の作成の適正性、⑨当社グループにおける、これまでと同様の方法で事業を遂行するために必要な重要な資産の有効かつ適切な権利の保有、及びかかる資産に対する留置権、質権、先取特権、譲渡担保権その他負担（通常の業務の過程で発生するものを除く）の不存在、⑩当社グループにおける、これまでと同様の方法で事業を遂行するために必要な知的財産権の所有又は利用権の保有、及び当該知的財産権に関する紛争の不存在、⑪当社グループが締結している契約における、当社グループ各社の不履行の不存在、⑫当社グループにおける、これまでと同様の方法で事業を遂行するために必要な重要な資産に対する適切な保険の存在、⑬当社グループの現在又は過去の役員に対する未払報酬債務の不存在、⑭当社グループの役員が当事者となり又は当社グループの資産が対象となっている訴訟、調停、仲裁その他の紛争手続の不存在、⑮当社グループの税務申告書の真実性、適正性、正確性及び完全性、⑯当社グループにおける、これまでと同様の方法で事業を遂行するために必要な許認可等の適法かつ有効な取得及び維持、⑰当社グループにおける法令違反の不存在及び定款その他の社内規則について重大な違反の不存在、⑱当社グループが適用のある法令等に基づき提出又は開示した情報の真実性及び記載事項の正確性・充分性、⑲当社グループが公開買付者に対して開示した事実における未公表のインサイダー情報の不存在、⑳当社グループとその大株主等との間の契約の不存在、㉑当社グループが本公開買付けに関連して起用したアドバイザー（その対価の額が100万円以上である者又はそのように見込まれる者）で公開買付者に知らされてい

ない者の不存在、⑳本契約の締結に関連して当社グループから公開買付者に対して提供された情報の重要な点における真実性及び正確性について、表明及び保証をしております。

(注2) 義務

- a) 公開買付者は、本資本業務提携契約において、当社に対し、①本資本提携契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、②秘密保持義務、③本資本提携契約の締結及び履行に係る一切の費用を自ら負担する義務、④本資本提携契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑤誠実協議義務を負っています。
- b) 当社は、本資本業務提携契約において、公開買付者に対し、①本公開買付けに関する賛同表明、本公開買付価格についての中立意見表明、及び応募については株主の判断に委ねる旨の意見表明を行う義務、②重大事実が発生した場合の公開買付者への報告義務、③本公開買付けへの協力義務、④本公開買付け又は本資本業務提携契約と抵触する契約等の協議又は交渉等の禁止義務、⑤当社株式に関する対抗提案についての公開買付者への報告義務、⑥当社の第164期定時株主総会における、公開買付者指名にかかる取締役候補者の取締役選任議案の上程義務、⑦公開買付者が当社の総議決権の過半数を保有している期間における、当社の取締役候補者、監査役候補者及び会計監査人候補者の決定並びに代表取締役の選定に関する公開買付者の事前承諾取得義務、⑧本資本提携契約締結後当社の第164期定時株主総会の終結までの間の、当社における(i)善良なる管理者の注意をもって、かつ通常の業務範囲内で事業に従事する義務、(ii)会計記録及び会計帳簿の管理、維持義務、⑨本資本提携契約締結までの間に公開買付者に対して開示した情報にインサイダー情報が含まれる場合の公表義務、⑩オブザーバーへの招集通知発送及び情報提供義務、⑪表明及び保証の内容の真実性及び正確性維持のために必要な合理的措置義務、⑫本公開買付が当初の公開買付期間内に成立するよう、法令上許容される範囲で協力する義務、⑬本公開買付け成立後、メキシコ市場からの撤退に関する最大限の努力義務、⑭表明保証事項が虚偽若しくは不正確である又はそのおそれがあることを覚知した場合の公開買付者への通知義務、⑮本資本業務提携契約上の表明保証違反又は義務違反による補償義務、⑯秘密保持義務、⑰本資本業務提携契約の結及び履行に係る一切の費用を自ら負担する義務、⑱本資本業務提携契約上の権利義務の譲渡禁止義務、並びに⑲誠実協議義務を負っています。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)意見の根拠及び理由」、「(3)上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(4) 本公開買付け後の株券等の取得予定」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し 本公開買付けが当社の業績に与える影響については、今後、業績予想修正の必要性又は公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(添付資料) 平成 29 年 3 月 27 日付「倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 29 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 丸井織物株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 宮本 徹
問い合わせ先 専務取締役 宮本 好雄
電話番号 0767-76-1337 (代表)

倉庫精練株式会社株券（証券コード 3578）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

丸井織物株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 3 月 27 日、倉庫精練株式会社（コード番号 3578、株式会社東京証券取引所市場第二部上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以

下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

倉庫精練株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

平成 29 年 3 月 28 日(火曜日)から平成 29 年 4 月 24 日(月曜日)まで(20 営業日)(注)法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、平成 29 年 5 月 11 日(木曜日)までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 148 円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
3,563,000 (株)	3,563,000 (株)	3,563,000 (株)

(6) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号

(7) 決済の開始日

平成 29 年 4 月 28 日(金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 29 年 5 月 17 日(水曜日)となります。

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が平成 29 年 3 月 28 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

